

市民性の涵養を目指した 法政策フォーラム型授業の提案



明治学院大学法学部 教授
加賀山 茂

2016/12/18

Active learning in legal education

1

法の必要性と機能

- 人間は社会的動物。平和の維持には法が必要
 - 人間は、生まれたまま放置されれば、すぐに死ぬ。家族等の社会集団を形成することによってのみ、生き残ることができる。
 - 社会集団が平和を維持するためには、暴力や理不尽な行為を制御するルールが必要。
 - 法は、社会集団のルールを国家、または、国家間の条約の単位でまとめたもの。



2016/12/18

Active learning in legal education

2

テミスの能力が法学部生の「売り」となる

1. 目隠し: 公平・公正, 言い分に耳を傾ける

- 紛争当事者に対する偏見がなく, あらゆる判断においてフェアであることが必要。フェアでない人の判断は, 説得力がなく, 信用もされない
- 当事者が提出する書面ではなく, 当事者が述べる言い分をよく聞く。

2. 天秤: 法に照らし, どちらの言い分が合理的か判断する

- 当事者の言い分を聞き, どちらの言い分が法に基づいて合理的かを天秤の傾きによって示す。これが, 法律専門家の一番重要な能力。

3. 剣: 裁判所の判断には強制力がある

- 道徳とは異なり, 法には, 強制力がある。これによって, 暴力と理不尽な行為から弱者を保護することが可能となる。

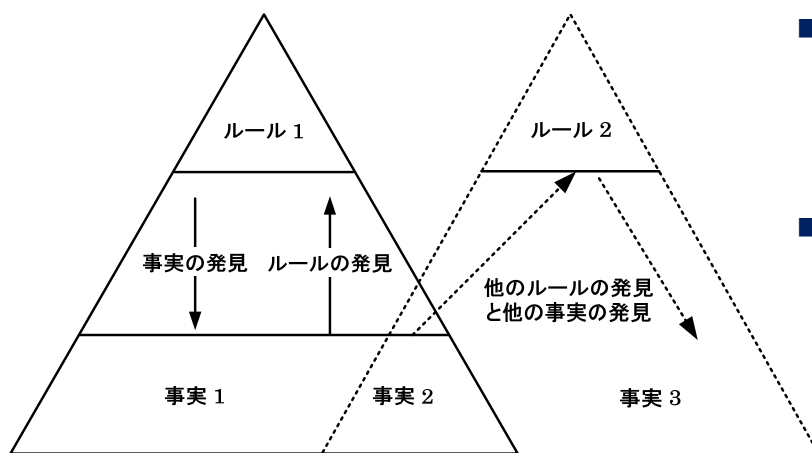


2016/12/18

Active learning in legal education

3

法学部生の学習到達目標



■ トップダウン式推論

- ルールの眼鏡をかけてこそ, 無限の事実の中から, 重要な事実を発見できる。

■ ボトムアップ式推論

- 発見した事実に適用できるルールは一つとは限らない。
- ルールを見逃すと, 妥当な結論を見いだせない。

2016/12/18

Active learning in legal education

4

従来の法学教育はなぜ失敗してきたのか

教育の順序の誤り

- 教育目標を、第1に、専門的な法知識の習得、第2に、批判的な思考、第3に、創造的な思考力の育成としてきた。
- 第1の目標を到達する前の段階で時間切れ。事実在即して法的問題を解決していくため必要な法的分析能力や法的議論の能力等を育成する時間は、皆無であった。

分野横断的教育能力の欠如

- 事実からスタートして、それに適用すべき条文を探索すると、教員の専門外の条文が探索されることが多い。この場合、教員は、その条文やそれに関する学説・判例に関する専門知識を持ち合わせていない。
- このため、具体的な事実からスタートする総合的な教育は、教員から拒絶されてきた。

2016/12/18

Active learning in legal education

5

法学教育の改革のヒント

- NHKの病名推理番組:ドクターG(ゼネラル)
 - 患者の病状から、病名を解明し、診療方法を確定するまでのプロセスを見せる。
 - 研修医の最初の見立ては、全て外れ。
 - 総合診療医のアドバイスを受けながら、可能性のある病名を全てチェックし、除外すべきものを除外して、正解にたどり着く。
- この番組から、法学教育の改善にヒントを得ることができる。
 - 教員が、具体的な事例を先に用意する。
 - 学生の一つのグループは、その事例に適用されるべき、法原理と法ルールを探索し、意見を述べる。
 - 他のグループの学生は、結論が異なる法原理・法ルールを探索する。
 - 両グループで、解決策を巡って、議論を行う。
 - 最終的に、両者が納得できる解決策と、ルールの改善を提言する。



2016/12/18

Active learning in legal education

6

法学部教育の改革の方法の概要

トップダウン式推論

- 条文の意味や判例紹介は、講義で教える必要はない。
- 教員が事前にビデオ教材を作成して、予習させることが可能。
- ビデオ教材で学習した学生に対して、条文の裏にある法原理や法の体系を折に触れて説明する方が、理解が深まる。

ボトムアップ式の推論

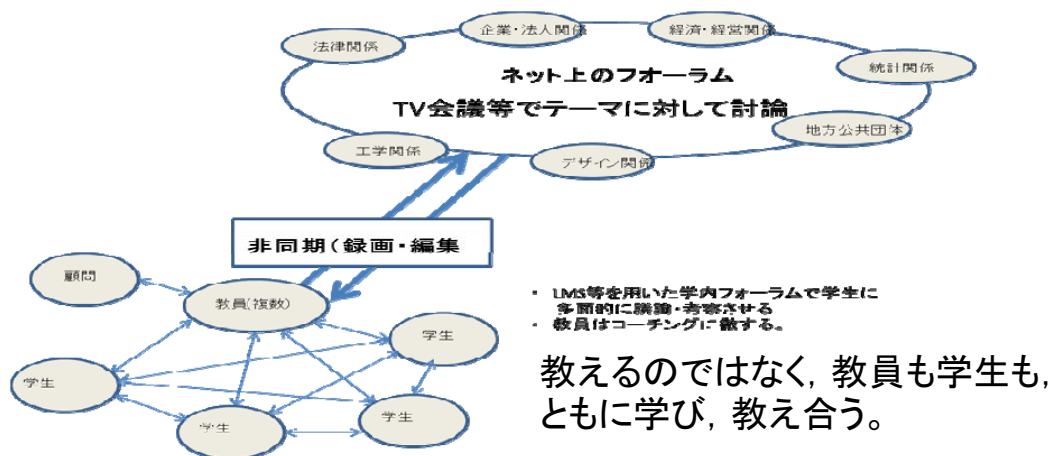
- 学生にとって難解な事例を与えて、グループで検討させ、その結果を発表させることが、最も効率的な学習を生み出す。
- 教員は、グループの発表について、誤りの指摘と改善のためのアドバイスを与える役割に徹するのがよい。

2016/12/18

Active learning in legal education

7

法律相談の生の事例を題材とした フォーラム型授業の提案



2016/12/18

Active learning in legal education

8

講義方式から寺子屋方式へ



歴史を遡る



渡辺華山画「寺子屋の図」(田原町教育委員会蔵)

2015/8/7



5

2016/12/18

Active learning in legal education

9

結論と今後の展望

結論

- 明治から江戸へ遡る
 - 方法(寺子屋)
 - 画一的大人数教育から
 - 学習者の個性に合わせた, 少人数教育へ
 - システム(コーチング)
 - 知識の伝達から
 - 学習者のためのコーチングシステムへ

今後の展望

- 反転学習の普及
 - ビデオ教材の制作の容易化
 - グループ学習の効率化
 - グループ学習用の教室の確保
- ライブ講義の普及
 - 教員も学生もどこでもOK
 - 時間のみ拘束

2016/12/18

Active learning in legal education

10